

津島市業務継続計画
【地震災害対策編】

平成 26 年 3 月
津島市

津島市業務継続計画【地震災害対策編】

目次

1 業務継続計画の目的と方針

(1) 業務継続計画の目的	1
(2) 業務継続計画の効果	1
(3) 業務継続計画の必要性	3
(4) 業務継続計画の位置づけ	5
(5) 業務継続計画の基本方針	7
(6) 発動と解除	7

2. 計画策定の前提

(1) 想定地震と想定条件	8
(2) 被害想定	9
【参考】本庁舎の概要	11

3. 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定方法	14
(2) 非常時優先業務の選定結果	16

4. 非常時優先業務実施体制

(1) 職員の参集	17
(2) 職員・家族の安否確認	18
(3) 職員の勤務体制	19
(4) 応援体制の確立	21
【参考】職員の参集状況の予測（勤務時間外発災時における職員の参集予測）	21

5. 業務執行環境の確保

(1) 庁舎内における執務環境の確保	23
(2) 情報システムの機能確保	24
(3) 電力・燃料の確保	25
(4) 通信手段の確保	25
(5) 情報の収集と発信	25
(6) 職員の非常用食料、飲料水等の確保	25
(7) 資機材等の確保	26
(8) 協定等による調達	26

6. 今後の取組

(1) 業務継続管理	27
(2) 訓練・教育の実施	27
(3) 対策班のマニュアル整備	27
(4) 指定管理者等への周知と連携	29

1 業務継続計画の目的と方針

(1) 業務継続計画の目的

自治体は、大規模な災害や事故に遭遇し業務遂行能力が大きく低下した状態であっても、行政サービスを停止させることは許されない。市民の生命・財産を守り、早期に市民生活を復旧させるために業務を継続・早期再開する責務がある。

業務継続計画は、不測の事態が発生した場合であっても、行政機能を維持継続するために講ずべき業務及びその手順と必要な資源（人員、資機材等）の確保・配分をあらかじめ取り決め計画とするものである。

津島市業務継続計画では、こうした業務継続計画の趣旨に則り、大規模災害の発生を想定し、非常時優先業務*1の実施体制を確保し、適切に業務を実施することを目的とする。

*1：「非常時優先業務」については、(4) 業務継続計画の位置づけ (5 頁) に説明。

(2) 業務継続計画の効果

中央省庁業務継続ガイドライン第1版（平成19年6月）によると、業務継続計画の効果としては、①発災直後の業務レベルの向上、②業務立ち上げ時間の短縮、この2つの効果があるとされている。

- ①非常時に実施すべき業務を明確化することにより、発災直後から応急対策業務に着手することが可能となることから、発災直後の業務レベルを向上させる。
- ②限られた資源を実施すべき業務に集中することができ、効率よく業務の復旧・再開に取りかかることが可能となる。その結果、業務立ち上げ時間の短縮が図られる。

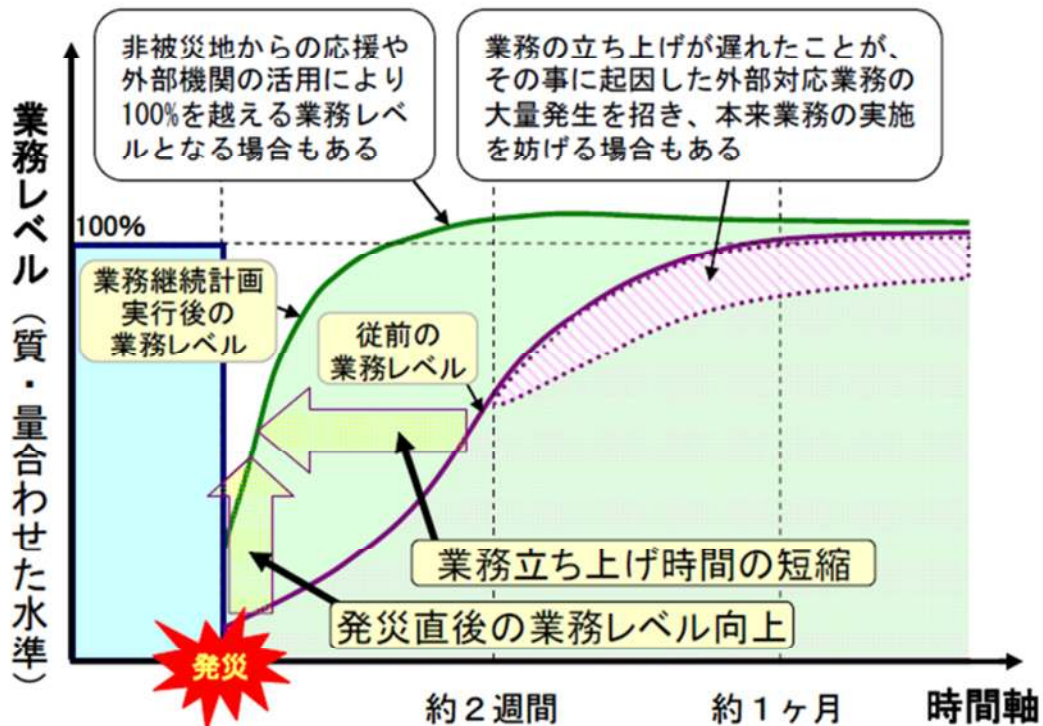
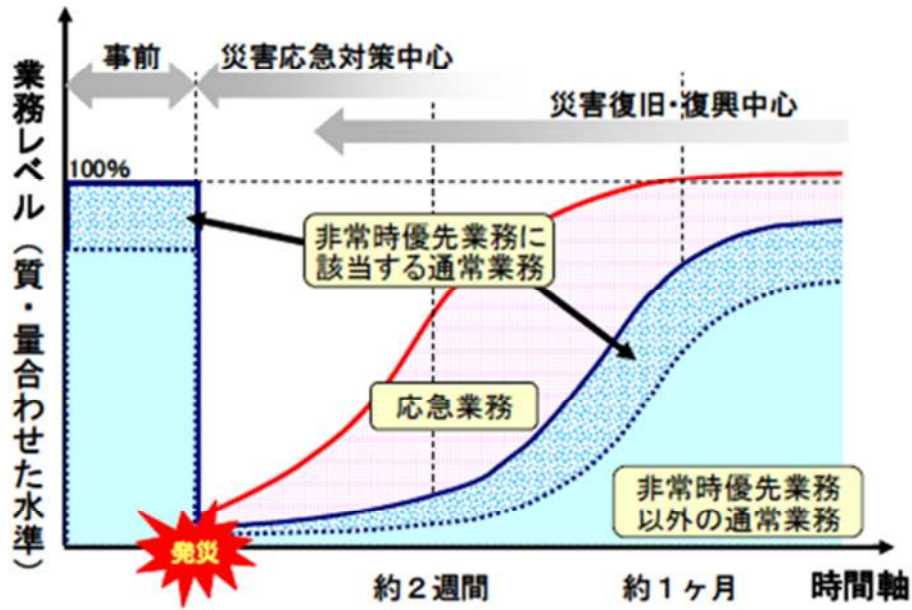
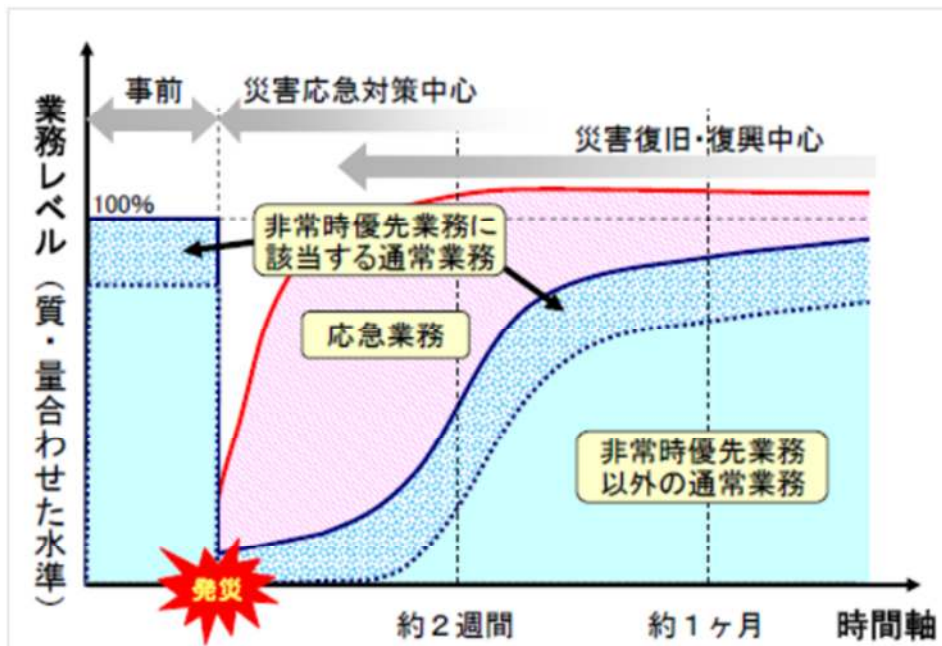
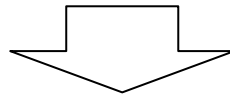


図 1-1 業務継続計画の実践に伴う効果の模式図

出典：内閣府『中央省庁業務継続ガイドライン第1版』（平成19年6月）



〈業務継続計画導入前〉



〈業務継続計画導入後〉

図 1-2 業務種別の発災後の業務量推移模式図

出典：内閣府『中央省庁業務継続ガイドライン第1版』（平成19年6月）

■業務継続計画／BCPの名称について

緊急時の重要業務の継続を目的とした計画は、民間企業では「事業継続計画」、行政では「業務継続計画」とされる場合が多い。米国、英国等における英語名では、いずれもBCP（Business Continuity Plan）と呼ぶ。

(3) 業務継続計画の必要性

① 地方公共団体としての社会的責任

津島市の行政サービスが停止した場合、市民の生活ならびに地域の経済活動に大きな影響を及ぼすことになる。巨大地震や大規模風水害などにより市内で大きな被害が生じた場合には、まずは救助・救援活動などの応急対策を迅速に進めなければならない。また、市の業務は市民生活・地域経済に直結する業務であるがゆえに、災害時において速やかに復旧しなければならない実務も多数あり、その社会的責任は非常に大きい。

ひとたび大規模災害が発生した場合には、市職員の参集がままならない事態も多分に考えられる。こうした事態に陥ったとしても、必要な業務を継続できるようにする体制を整備することが市には求められている。

また、市（行政機関）が業務継続計画を策定することは、大規模災害等による不測の事態が発生した場合の備えとしての説明責任を果たすことになる。たとえば、行政サービスは民間企業の事業継続にも大きく影響している。社会経済活動の復旧において行政に期待されるニーズに対応する場合の根拠となる。

② リスク発生に関する懸念の高まり

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震は、過去の想定をはるかに超える巨大地震であり、それに伴う津波は甚大な被害をもたらした。これを受けて、中央防災会議では、南海トラフ沿いで発生する大規模地震について、東海地震と東南海・南海地震が同時に発生することを想定した検討が加えられることとなった。南海トラフ巨大地震はマグニチュード 8～9 クラスの地震が 30 年以内に 60～70% 程度の確率で発生すると指摘（地震調査推進本部／平成 25 年 5 月）されており、仮に発生すれば西日本を中心に広範囲に被害が及ぶ災害となることから、最悪のシナリオを前提とした対策を検討する必要性が生じている。

また、地球規模の気候変動に伴い豪雨頻度が増加傾向にあると言われ、毎年のように人命や財産に多大な影響を及ぼす風水害が発生している。今後も、気候変動の影響により大雨や集中豪雨の発生頻度が高まることが指摘されている。

自然災害に関しては、災害規模の甚大化、発生頻度の高まりといった面で、発生リスクが従来より増しており、業務継続計画の必要性が高まっているといえる。

③3.11 以降の認識の高まり

東日本大震災以後、官民間問わず、業務継続計画の重要性に対し改めて注目が集まったといわれている。地方公共団体に対し、業務継続計画の策定状況について聞いたところ、策定済みと答えた団体は全体では約1割と低く、自治体別にみると、都道府県では約4割に達するものの、町村では3.5%にとどまっている（図1-3）。しかし、東日本大震災を踏まえて、策定に向けて検討中と答えた団体が市区で34.6%、町村で33.0%に及ぶなど、自治体の規模にかかわらず業務継続計画への認識が高まっている。

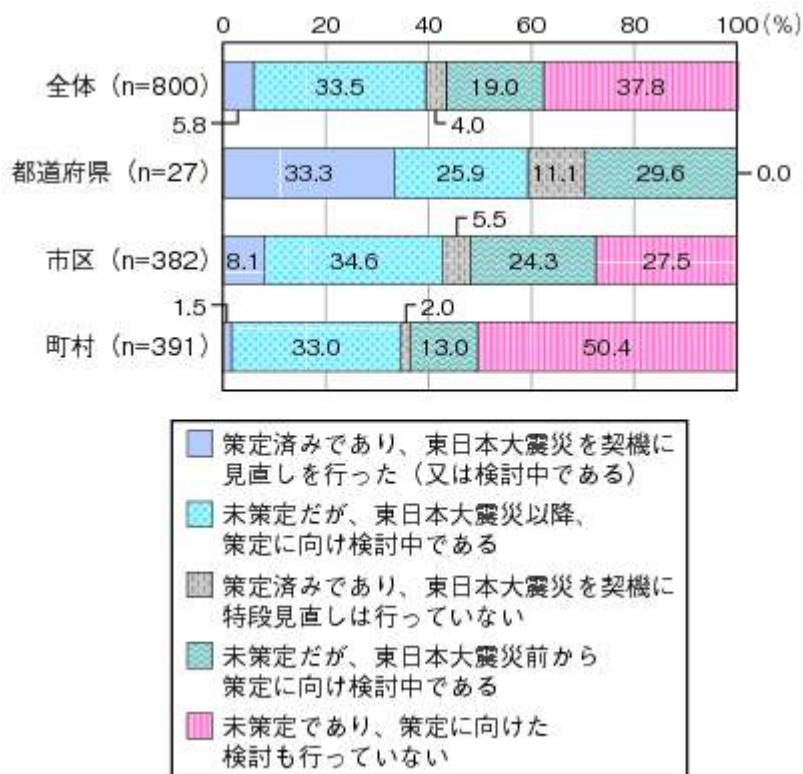


図1-3 業務継続計画（BCP）の策定状況

出典) 総務省「地域における ICT 利活用の現状及び経済効果に関する調査（平成 24 年）」

(4) 業務継続計画の位置づけ

①業務継続計画の性格

本計画は、大規模災害発生時に全庁的な計画として機能する必要がある。そのため、津島市民病院ならびに津島市立看護専門学校を除くすべての部局の関与のもとで、災害発生から概ね1ヶ月程度で業務着手しなければならない非常時優先業務とこれを確実に実施するための全庁体制ならびに各部局の任務を整理した。

本計画は、大規模災害発生時に全職員が行動指針として活用する計画となることはもちろんのこと、平常時より、計画の趣旨及び非常時優先業務に対する認知と浸透を促すとともに、業務実施を妨げる課題の解消・軽減に向けた対策の検討と実施、各部局におけるマニュアルの整備及びマニュアルに基づく訓練の実施といった取り組みを推進する役割をあわせもつ計画となる。

②地域防災計画と業務継続計画の比較

「地域防災計画」は、災害対策基本法第42条に基づき、津島市防災会議が策定する法定計画である。津島市、防災関係機関、市民及び事業者が災害への予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画であり、対応すべき対策を漏れなく記載している。

「業務継続計画」は、特定の被害状況を前提としつつ、人、モノ、情報、資金、公共インフラ等利用できる資源の制約がある状況下において、非常時優先業務（応急対策業務、早期に施すべき復旧業務、優先度の高い通常業務）を特定し、その業務の継続・早期実施に必要な手順等を定める津島市独自の計画である。資源に制約がある状況で非常時優先業務を遂行することとなるため、通常業務の中には中断するものもある。

「地域防災計画」と「業務継続計画」の比較を表1-1に整理する。

③非常時優先業務

大規模災害発生時に市民の生命・財産を守り早期に市民生活を復旧するため、市として実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定した。

本計画で対象とする非常時優先業務は図1-4に記すとおり、地域防災計画で位置づける「応急対策業務」、同復旧業務のうち「早期に実施すべき復旧業務」、ならびに「優先度の高い通常業務」で構成される。

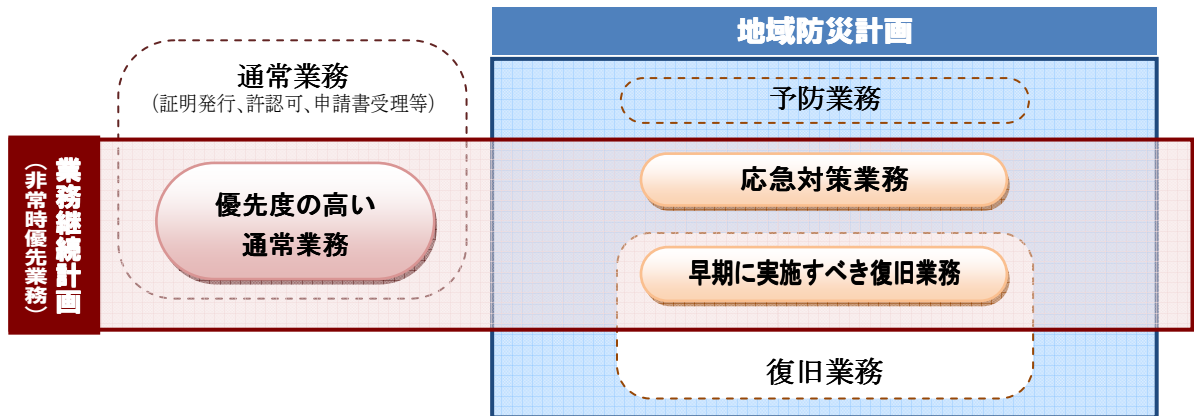
④業務継続計画の対象範囲

本計画は、大規模災害が発生した場合における、津島市の執行機関である市長部局、教育委員会、監査委員事務局及び市議会事務局での業務継続を適用対象とする。

ただし、市長部局に属しているが、津島市民病院及び津島市立看護専門学校については、医療機関として高度に専門的であること及び独立した業務継続計画の策定を進めていることから、本計画の対象外とする。

なお、非常時優先業務の実施を民間企業等の外部の主体に依存している場合には、それらの主体が呼応できるようにする措置も業務継続計画に含んでいる。

図 1-4 業務継続計画（BCP）で扱う非常時優先業務の業務区分



※「応急復旧業務」＝「応急対策業務」＋「早期に実施すべき復旧業務」

表 1-1 地域防災計画と業務継続計画の比較

項目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	・市が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画。	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性を確保する計画）。
行政の被災	・行政の被災は特に想定する必要はない。	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源が被災を受けることが前提。利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・災害対策に係る業務を対象とする。 予防業務 応急対策業務 復旧対策業務	・非常時優先業務を対象とする。 応急対策業務 早期に実施すべき復旧業務 優先度の高い通常業務
業務開始目標時間	・目標時間の設定は必要事項ではない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。 ※必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開催・再開する。
計画期間	・予防～応急対策、復旧・復興期まで	・発災から災害応急対策がおおむね完了したとする期間。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食料・トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	・業務に従事する職員の飲料水・食料・トイレ等の確保について記載する。

資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【手引き】」

（平成 22 年 4 月／内閣府） ※一部加筆修正。

(5) 業務継続計画の基本方針

津島市は、大規模災害等の発災時における市の責務を全職員が共有し全うするため、以下の3つの基本方針に基づき業務継続の推進に取り組むものとする。

《業務継続計画の基本方針》

- ①大規模災害による被害を可能な限り軽減することを最大の目的とし、そのために**非常時優先業務の遂行に全力を挙げる**こと。
- ②**非常時優先業務の遂行のために必要な資源の確保と適切な配分を行う**こと。
- ③全庁的取り組みとして**平常時から業務継続力の向上に努める**こと。

(6) 発動と解除

業務継続体制の発動と解除の基準を以下（表 1-2）のとおり定める。

表 1-2 業務継続体制の発動と解除の基準

項目	基準
発動	<ul style="list-style-type: none">・愛知県西部に震度 6 弱以上の地震が発生したと発表（気象庁）されたときは、本計画に定める体制を自動発動する。・震度 5 強以下の地震が発生した場合であっても、災害対策本部長の宣言によって本計画に定める体制を発動する。
解除	<ul style="list-style-type: none">・災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めたときに、本計画に定める体制の解除を宣言する。その時点をもって非常時の業務継続体制を解除する。

2. 計画策定の前提

(1) 想定地震と想定条件

本市に大規模な被害を及ぼすと考えられる地震のうち、海洋型地震としては東海地震、東南海地震及び南海地震が想定される。また、内陸型地震としては過去に大きな被害を引き起こした養老断層、伊勢湾断層をはじめとする本市西部～南部にかけて存在する活断層が引き起こす地震が想定される。

本計画では、被害予測が公表されている地震の中でも、最も大きな被害が予想される東海地震・東南海地震・南海地震が連動した場合の地震（以下、「南海トラフ巨大地震」と表記）を想定するものとした。

[想定地震]

平成 25 年 5 月に内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授）」での検討結果が公表されている。

本計画では、モデル検討会での検討結果をベースに愛知県防災会議地震部会が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 25 年 5 月）」に準じて、モデル検討会のケースのうち最も被害が甚大となるケースを取り上げることとした。

震度分布及び液状化危険度：陸側ケースの推計結果

（強震断層モデル：マグニチュード 9.0）

浸水想定域：津波ケース①、⑥、⑦、⑨の推計結果

（津波断層モデル：マグニチュード 9.1）

[想定条件]

本計画では、まず被害が異なる以下の 3 種類のシーンを想定する。

ア．冬深夜：多くの人が自宅で就寝しており、家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある時間帯

イ．夏昼間：木造建築物内の滞留人口が 1 日の中で少ない時間帯

ウ．冬夕方：火気使用が最も多い時間帯

そのうえで、人的被害が最も大きくなる「ア．冬深夜」を中心に計画した。しかしながら、発生の季節、時間帯により被害の程度はもちろんのこと、職員の参集状況、対応方法などにも大きく影響することから、発生時期、時間帯の違いによる状況の違いにも考慮しつつ、必要に応じて日中（勤務時間内外含む）に必要な業務についても取り上げるものとした。

(2) 被害想定

国・県の被害予測を参考にしつつ、想定地震による被害想定を以下の通り整理した。

表 2-1 被害想定

項目	被害想定	参考
震度	・市域全域が震度 6 強またはそれ以上の揺れを想定する。	内閣府
液状化	・市内の各地で大規模な液状化現象が発生すると想定する。 ：旧河川跡、池跡、水田跡などで発生しやすい。 ：地盤では噴砂、噴水が発生し、建物が傾斜・転倒したり、沈み込み現象を起こしたりすることがある。 ：道路上にマンホールが浮き上がったりすることがある。	内閣府 ・市内全域が「液状化の可能性が大」
浸水（津波）	・堤防・土堰堤が破壊されない場合を想定する。したがって津波による浸水被害は生じない。	内閣府 愛知県
人的被害 (死者) (負傷者) (帰宅困難者)	・人的被害としては、死者、負傷者のほか帰宅困難者の発生が想定される。 ：主に老朽家屋やブロック塀等の倒壊あるいは屋内収容物（家具等）の転倒による死者が 100 人規模で発生すると想定する。 ：建物火災による焼死者も 10 人程度発生と想定する。 ：家屋やブロック塀の倒壊、建物の倒壊、建物の壁面・ガラス等の落下、屋内収容物（家具等）の転倒などにより負傷者が 1,000 人規模で発生すると想定する。 ：発生時間帯にもよるが、最大で 5,000 人規模の帰宅困難者が発生すると想定する。	愛知県 ・死者数 約 100 人 [参考値] ※ ・負傷者数：約 1,100 人 (冬早朝 5 時) ・帰宅困難者数： 約 5,100 人
建物被害件数	・建物被害としては、地震の揺れによる被害、液状化による被害、地震発生に伴う火災による被害が想定される。 ・これらすべての被害を合算し、約 3,800 棟が全壊・焼失すると想定する。	愛知県 ・全壊・焼失棟数 約 3,800 棟 揺れ：約 2,000 棟 液状化：約 500 棟 火災：約 1,400 棟
交通機能	・揺れと液状化に伴い、鉄道、道路上において車両事故が発生する可能性がある。 ・通行が困難になり輸送に支障が出て、緊急輸送道路が通行できるのは 3 日程度要すると想定する。	
ライフライン (上水道) (下水道)	・地震の震度、液状化の現れ方は、その地盤面の地下構造により違いが生じる。南海トラフ巨大地震の場合、被害が超広域に及ぶことなどから復旧が長期化する恐れがある。 ：上水道については、水道管の破損により、市内全域（ほぼ全戸に近い戸数）で給水が停止すると想定する。また 2 週間が経過しても約半数の住宅で供給停止が続いている状況を想定する。 ：下水道については、液状化が発生するものと予想されるため、市域の広い範囲で流下機能の障害が発生すると想定する。復旧には 1 か月以上を要す	[参考値] ※ ・上水道：約 22,000 戸 ・都市ガス：約 5,900 戸 ・LP ガス：約 3,700 戸 ・電力：約 7,700 戸 ・電話：約 3,200 戸 ・下水道：約 680 戸

(都市ガス)	るものとし、上水道よりも復旧は遅れる。 : 都市ガスについては配管の破損により、6,000 戸規模で供給が停止し、復旧までに 1 か月を要する状況を想定する。	
(電力)	: 電力については、家庭の 15%以上が停電すると想定。2・3 日後から復旧が進み、約 1 週間ではほぼ復旧するものと想定する。	
(電話)	: 電話については、固定電話、携帯電話とも、発災後数日間は輻輳状態となり通話しにくい状態となると想定する。	

※交通機能及びライフライン機能の支障について、南海トラフ巨大地震の市町村別被害予測結果は公表されていない。ライフラインの被害予測については、参考値として「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書（平成 15 年 3 月）」の被害想定結果を記した。

本計画（地震災害対策編）では、防潮堤・堤防の破損・崩壊等による浸水はないものと想定している。浸水の発生が予想される事態にあつては風水害対策編を併用して対応するものとする。

（３）本庁舎の被害予測

津島市庁舎は昭和 51 年の竣工後 36 年を経過しており、所要の耐震基準を満たしていないことから、平成 27 年 2 月末までを工事期間として耐震工事に着手している。この工事が完了すれば、地震被害により大きく傾倒しない限り、想定される震度 6 強の地震に見舞われた場合においても、庁舎が使用不能となるような重大な事態は生じないと考えられる。

しかしながら、阪神・淡路大震災、東日本大震災でも明らかなように、天井板や照明器具の落下、OA 機器や書架等の移動・転倒、ガラス片などの飛散などが発生することは十分に想定される。また、日中に地震が発生した場合には、職員はもちろんのこと来庁者に負傷者が発生する可能性がある。

なお、本庁舎の被害としては、以下のような被害が予想される。

表 2-2 本庁舎で予想される被害状況

項目	予想される被害
建物・執務室	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁、外壁に亀裂。 ・天井板や照明器具の落下、OA 機器や机、書架等の移動・転倒。 ・ガラス片の飛散、資料類の散乱など。
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・OA 機器や机、書架等の移動などによる負傷者の発生（職員、来庁者）。
水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道が給水停止となり飲料水が途絶える。トイレが使用不能となる。 ・火災発生の場合、上水からの消火水利施設が使用不能となる。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス管路が破損した場合には、火災の可能性が生じる。
電力	<ul style="list-style-type: none"> ・停電が発生する。電気設備および情報システムが使用不能となる。 ・業務再開には自家発電設備からの通電が必要となる（約 13 時間使用可能）。 ※ただし水冷式のため、水道断水時は使用不可。 ・日中に発生した場合、エレベーターへの閉じ込めの可能性がある。
電話・通信	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の電話回線は輻輳により使用不能となる。 ・緊急連絡は防災行政無線、災害携帯電話等を活用して行う必要がある。

【参考】本庁舎の概要

①市役所本庁舎建築物の諸元

建築時期	昭和 51 年 5 月竣工
敷地面積	14,530.63 m ²
規模	RC 造 5 階建て 塔屋 1 階 延べ面積 7,207.02 m ² 、建築面積 2,265.20 m ²
高さ	最高高 28.5m 軒高 21.0m 階高 3.8m (1 階 4.8m) 1FL=GL+1.0m (TP+0.05m)
基礎杭	PC パイル φ 500 mm (L=44m 173 本、L=45m 10 本)
高架水槽	容量 6 t (平均的な使用量は 30t/日)
受変電設備 (1 階電気室)	6,600V 設備容量 800kVA
非常用発電機 (1 階自家発電室)	ディーゼルエンジン 150kVA (220V) 水冷式 (断水時使用不可) 燃料：軽油 (500ℓ)、連続 13 時間使用可能 ※非常用発電機については、平成 26 年度より改修事業に着手する予定。能力、設置位置については被害想定を勘案して今後決定する。

②各階配置

1 階	市民課、保険年金課、福祉課、高齢介護課、出納室 空調機械室、電気室、自家発電室、食堂
2 階	税務課、収納課、人権推進課、生活環境課、産業振興課、農業委員会、児童課、 学校教育課、社会教育課
3 階	市長室、副市長室、企画政策課、人事秘書課、総務課、財政課、 コミュニティ推進課、地域安全課、電算室、電話交換室
4 階	計画建築課、都市整備課、上下水道管理課、工務課、下水道課、監査事務局、 大会議室
5 階	議場、委員会室、議員控室、議会事務局
PH 階	機械室、愛知県高度情報通信ネットワーク・Jアラートサーバー

③耐震性能 (平成 27 年 3 月耐震改修工事完了後)

方向	階	CTU・SD	Is	方向	階	CTU・SD	Is
X	PH1	1.52	1.51	Y	PH1	1.19	1.18
	5	0.98	0.98		5	1.24	1.23
	4	0.71	0.76		4	0.86	0.85
	3	0.59	0.78		3	0.80	0.79
	2	0.63	0.77		2	0.79	0.79
	1	0.80	0.81		1	0.94	0.94

※大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用することができることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

④通信機能

愛知県高度情報通信ネットワーク、Jアラート	アンテナ（地上・衛星）：屋上に設置 サーバー：塔屋機械室に設置 （蓄電池により停電から 1.5 時間使用可能）
ネットワーク機器等	サーバー 庁舎 3 階電算室に設置 （UPS により停電から 15 分使用可能） 総合保健センター、神守支所、生涯学習センター、 神島田連絡所については、中部テレコミュニケーション株の光ケーブルにより接続。 住民票・税データのバックアップは、毎日 1 回、クラウド対応にて実施。

⑤市役所庁舎内における拠点機能

災害対策本部の設置	3 階会議室（43 m ² ）
リエゾンの待機、情報整理等	4 階大会議室（160 m ² ）
災害の情報収集、伝達	3 階地域安全課
職員の待機場所	各課フロア

◇受変電設備（1階電気室）



◇自家発電設備（1階自家発電室）



◇通信ネットワークアンテナ（屋上）



◇ネットワークサーバ（3階電算室）



地上波
アンテナ

衛星波
アンテナ

3. 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定方法

非常時優先業務の選定にあたっては、業務停止による「市民への影響度」を勘案し、市の全ての通常業務ならびに災害発生時に災害対策本部の分掌任務として予定されている応急対策業務、復旧対策業務の中から、担当部局への照会、ヒアリング調査等を通じて、緊急性が高く優先して実施すべき業務を抽出したものである。

また、業務の抽出作業とともに、緊急性や重要性を勘案し、当該業務の着手時期の目標設定も行った。着手時期は実際の災害対応時の実施状況などを目安にしながら、「24 時間以内」、「3 日以内」、「1 週間以内」、「2 週間以内」、「1 か月以内」の 5 つの区分に分け設定した。

「優先度の高い通常業務」の中には、特定の期日以内に業務を処理することが法で定められているものもあり、これらの業務については既往の大規模災害における対応事例を参考としつつ、着手時期を設定した。

着手時期は業務継続を実施する際の日安として設定したものであり、災害時にあっては災害の状況、職員の参集状況、庁舎の被害状況により、着手時期が遅れたり優先順位が逆転したりすることも十分に考えられる。

表 3-1 非常時優先業務の着手時期

着手時期	着手目標
24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続体制が発動された時点から 24 時間以内に業務に着手することを目標とする。 ※震度 6 弱以上の地震が発生されたと発表されたときであれば、地震発生時から翌日の同時刻までに着手することを目標とする。 ※震度 5 強以下の地震が発生した場合であっても、災害対策本部長が業務継続体制を宣言した場合は、その時点から 24 時間以内に着手することを目標とする。 ・なお、業務によっては、ただちに着手することを目標とするもの、3 時間以内に着手することを目標とするものなどがある。 ※これらについては、非常時優先業務一覧表中の備考欄に表記している。
3 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続体制が発動された日を含め、3 日以内に業務に着手することを目標とする。
1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続体制が発動された日を含め、1 週間以内に業務に着手することを目標とする。
2 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続体制が発動された日を含め、2 週間以内に業務に着手することを目標とする。
1 か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続体制が発動された日を含め、1 か月以内に業務に着手することを目標とする。

なお、津島市業務継続計画では、災害時に実施すべき業務を「目標」-「大項目」-「中項目」の 3 つに分類し、類型化した。

表 3-2 津島市が災害時に実施すべき業務の類型

目標	大項目	中項目
I 市民の生命、身体、財産の保護	1 救助	①人命救助
		②消火活動
		③避難誘導・支援
		④交通手段の確保
	2 救援	①避難所開設・運営
		②応急給水の実施
		③食料確保
		④寝具確保
		⑤トイレ確保
		⑥暖房機器等生活必需品の確保
		⑦災害時広報
	3 住宅の確保	①応急危険度判定
		②応急修理
		③見なし仮設住宅の確保
		④仮設住宅の建設
		⑤遠距離避難あっせん
	4 健康維持	①医療対策
		②健康支援
		③福祉対策
	5 生活環境維持	①防疫業務
		②感染症予防
	6 被災者支援	①り災証明の発行
		②税の減免
		③見舞金・義援金等
		④障がい者支援
		⑤高齢者支援
		⑥子育て支援
		⑦外国人支援
7 教育の再開	①学校施設の復旧・修理	
	②被災児童・生徒への支援	
II 社会経済活動の復旧	1 社会機能の維持	①許認可事務
		②文化財保護
		③選挙
	2 インフラの維持・復旧	①水道の確保
		②道路の応急復旧
		③下水道施設の復旧
		④廃棄物処理
		⑤復興手続き（建築制限）
	3 産業支援	①地域経済の早期復旧支援
②農林水産業の早期復旧支援		
III 市役所の業務継続体制の確保	1 災害対策本部の設置・運営	①被害報の作成
		②災害対策本部の運営
		③関係機関との渉外
		④総合相談窓口の開設
	2 組織機能の維持	①職員の参集、安否確認
		②組織運営
		③予算・決算関係部署の機能維持
		④職員の休憩場所・水・食糧の確保
	3 庁舎・施設の維持	①庁舎等の安全確認（応急危険度判定）
		②庁舎等の機能確保
	4 通信・情報システムの確保	①高度情報通信ネットワークの維持
		②電話、衛星電話等通信確保
		③その他情報システムの確保

(2) 非常時優先業務の選定結果

地震編・風水害編別、着手時期別、課別（担当班）に非常時優先業務の数を集計した結果は以下の通りである。

表 3-3 非常時優先業務の選定結果【地震災害対策編】

No	担当部	課	非常時優先業務/着手時期					計	災害対策本部 担当班
			24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内		
1	市長公室	企画政策課	5			1		6	情報班
2		人事秘書課	5	2	5			12	職員班
3	総務部	総務課	5					5	総務班
4		財政課	5	3				8	財政・調達班
5		税務課	4			2	3	9	調査班
6		収納課	6(4)				1(1)	7(5)	調査班 ※1
7	市民協働部	コミュニティ推進課	3					3	総務班
8		市民課	4(3)		1	4		9(3)	避難所班 ※2
9		地域安全課	7	2				9	総務班
10	生活産業部	人権推進課	4(2)					4(2)	避難所班 ※2
11		生活環境課	8	3				11	環境・輸送班
12		産業振興課	2			1	1	4	産業班
13	健康福祉部	福祉課	5	1	1	1	1	9	救助班
14		高齢介護課	3(1)	1		2		6(1)	救助班 ※3
15		児童課	2	7	2	2	1	14	教育施設班
16		健康推進課	5		1	1		7	救護班
17		保険年金課	2(2)	1		3	3	9(2)	救護班 ※4
18	建設部	都市整備課	5	1	2			8	土木班
19		計画建築課	3	1	4			8	建築班
20	上下水道部	管理課	2		2	1		5	給排水班
21		工務課	2	2				4	給排水班
22		下水道課	3(1)	1	1	1		6(1)	給排水班 ※5
23	消防本部	総務課／消防署	9			3		12	消防班／警防班
24	会計管理者	出納室	3		1	1		5	出納班
25	教育委員会	学校教育課	8		4			12	教育施設班
26		社会教育課	7			1		8	避難所班
27	監査委員会	事務局		1(1)				1(1)	救助班 ※3
28	市議会事務局	議事課	1	1	2			4	議会班
合計			105	26	26	24	9	190	()の重複分は除く

※1：下段の()内の数は税務課（調査班）と共同して実施する業務数。

※2：下段の()内の数は社会教育課（避難所班）と共同して実施する業務数。

※3：下段の()内の数は福祉課（救助班）と共同して実施する業務数。

※4：下段の()内の数は健康推進課（救護班）と共同して実施する業務数。

※5：下段の()内の数は工務課（給排水班）と共同して実施する業務数。

4. 非常時優先業務実施体制

(1) 職員の参集

① 非常配備の基準と体制

非常配備体制は津島市地域防災計画に次（表 4-1）のとおり定められている。職員の非常配備の編成は、この配備内容を基準とし、各班の長は非常配備における担当職員をあらかじめ定めておくこととなっている。

業務継続体制を発動したときは、これらの基準に則って全職員を動員し職員体制を確立することとなる。震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、勤務時間内・外にかかわらず、ただちに本計画が発動され、災害対策本部長の指令を待たずに動員指令は発令されたものとみなし、全職員は非常配備につくものとする。

表 4-1 非常配備の基準及び非常配備体制

【地震災害】……愛知県西部に震度 6 弱以上の地震が発生したと発表（気象庁）されたときは、本計画に定める体制を自動発動する。
 ……震度 5 強以下の地震が発生した場合であっても、災害対策本部長の宣言によって本計画に定める体制を発動する。

種別	基準	非常配備体制
第1次 非常配備	1 当市に震度4(気象台)と発表されたとき、 又はごく小規模の災害が発生したとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令したとき。	総務部長、市民協働部長、地域安全課統括主任以上の職員が配備につくものとする。 ただし、状況に応じて配備職員を増減することができる。
第2次 非常配備	1 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき、又は発表の報道に接したとき。 2 当市に震度5弱又は5強(気象台)と発表されたとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	各部局長、各課長級以上、各非常連絡員、地域安全課職員が配備につくものとする。 ただし、状況に応じて各部局長は配備職員を増減することができる。
第3次 非常配備	1 地震災害に関する警戒宣言が発令されたとき。 2 愛知県西部が震度6弱以上(気象台)と発表されたとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	全職員が配備につくものとする。

②職員の参集状況の確認

業務継続体制が発動された場合、職員班（人事秘書課）は各部（各課）から職員の参集状況を確認し、速やかに災害対策本部に連絡することとする。

③職員の参集に際しての任務

勤務時間外に業務継続体制が発動された場合、職員は自宅から参集するまでの途中の被災状況（とくに公共施設の被災状況）を目視で確認し、災害対策本部に連絡することとする。

④職員の参集に係る課題

業務継続体制が発動された場合は、原則すべての職員が災害対策本部員となり所属部署に参集することとなるが、職員の参集に関しては下記のような様々な課題が考えられる。こうした事態が生じることをあらかじめ想定した上で対策を講じておく必要がある。

【課題】

- 1) 勤務時間外に大規模地震が発生した場合などは、職員の参集に一定の時間を要する。被災状況によっては公共交通機関や自家用車の利用が見込めないことも十分に考えられる。よって徒歩による参集を想定しておく必要がある。
- 2) 勤務時間内であっても外出中・出張中の職員が参集できない可能性がある。
- 3) 初動期には課によって職員の参集状況に格差が生じることも想定される。
- 4) 本部長を含む幹部職員が参集できない状況も想定しておく必要がある。
- 5) 被災状況によっては、職員の身内に死傷者・行方不明者等が出て参集できないケースも想定される。
- 6) 業務継続体制が発動された場合の配属、任務、参集場所を職員が十分に周知しておらず、混乱を生じる可能性がある。
- 7) 初動時には長時間勤務を余儀なくされる可能性がある。
- 8) 業務内容によっては専門性を必要とする業務があるため、技術、経験を備えた職員（または人員）を必要とする班があることを想定しておく必要がある。

（2）職員・家族の安否確認

①職員の安否確認

非常時優先業務を着実に実施していくためには、人員を確保することが基本となる。職員は日ごろから、災害から自分自身の身を守る行動に心がける必要がある。

そして、業務継続体制が発動される場合には、自分自身の安否を直ちに災害対策本部に連絡できるよう、メールや災害用伝言ダイヤル等の連絡方法を確認しておく必要がある。

【職員の安否確認の連絡ルール】

- ・震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、職員は 1 時間以内に本部に自身の安否を連絡する。

②家族の安否確認

職員の参集を実現するためには、同時にその家族の安否確認を確実にかつ速やかに行うことが重要である。職員は日ごろから家族との間でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認して、家族の安否確認を確実にかつ速やかに行うことができるよう準備しておかなければならない。

(3) 職員の勤務体制

①意思決定権限の明確化

発災直後の初動期にあつては、職員の参集率も低く、幹部職員が参集できていない状況を招く可能性が高い。しかしながら、各担当部署における業務の円滑な実施のためには当該班における指揮命令系統が明確となっている必要がある。

そのため、各部・班においては、部長・班長以下の職員の中で事案決定の代行順序をあらかじめ定め、明確化しておくこととする。

なお、災害対策本部長の職務の代行順序は以下のとおり定める。

表 4-1 災害対策本部意思決定権限 代行順序

	災害対策本部長の職務代理者の順序	
津島市災害対策本部 意思決定権限	[第1順位]	副市長
	[第2順位]	総務部長
	[第3順位]	市民協働部長
	[第4順位]	市長公室長

②職員の弾力的な配置

業務の着手時期別、課（担当班）別の非常時優先業務必要人員は表 4-2 に記す通りであり、通常時所属人員 433 人に対して、最低必要人員は 389 人となっている。

非常時優先業務は災害対策本部の班（基本は課単位で編成）ごとに担当業務を定めており、人員が不足している班（課）については、他班（課）の余剰人員を応援要員として充当することで市全体として機能するように人員配置を考慮している。

しかしながら、非常時優先業務の規模、必要とする人員数は被災状況によって大きく異なる。また、職員の参集状況によっても対応を改める必要が生じる。

特に発災直後にあつては職員の参集が十分でない状況が考えられるが、その場合であっても対策本部の意志決定、情報配信、人命救助、避難所の設置等の業務は機能し得る人員数が確保できるよう配慮する。

③職員の健康管理

災害発生直後の業務は多忙を極めしかも長時間の労働となる可能性が高い。また、応急対応業務から徐々に復旧業務、通常業務へと移行するまでは長期間を要すると想定されることから、非常時優先業務を継続的に遂行していくためには、職員の健康管理が重要である。

この点を意識し、食糧の確保、休息場所・トイレ等の確保、交替勤務のルールなど、事前対策を講じておくとともに、家族との連絡、一時帰宅等について配慮し、本人・家族を含めて職員の心身の健康チェックを行える体制を確保する。

表 4-2 課別、非常時優先業務必要人員【地震災害対策編】

No	担当部	課	通常時 所属 人員※1	非常時優先業務/着手時期					最低 必要 人員	災害対策本部 担当班
				24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内		
1	市長公室	企画政策課	9	4	4	6	6	6	6	情報班
2		人事秘書課	10	3	5	8	8	8	8	職員班
3	総務部	総務課	7	3	3	3	3	3	3	総務班
4		財政課	7	4	7	7	7	7	7	財政・調達班
5		税務課	18	9	9	9	11	18	18	調査班
6		収納課	15	10	10	10	10	15	15	調査班
7	市民協働部	コミュニティ推進課	4	2	2	2	2	2	2	総務班
8		市民課	19	11	11	13	15	15	15	避難所班
9		地域安全課	6	6	6	6	6	6	6	総務班
10	生活産業部	人権推進課	10	6	6	6	6	6	6	避難所班
11		生活環境課	27	22	29	28	20	17	29	環境・輸送班
12		産業振興課	10	5	4	4	4	5	5	産業班
13	健康福祉部	福祉課	13	4	4	6	7	8	8	救助班
14		高齢介護課	19	11	13	11	7	7	13	救助班
15		児童課	46	28	38	39	34	36	39	教育施設班
16		健康推進課	21	13	13	14	14	14	14	救護班
17		保険年金課	25	8	11	14	19	19	19	救護班
18	建設部	都市整備課	10	15	25	22	22		25	土木班
19		計画建築課	14	9	10	12	5	5	12	建築班
20	上下水道部	管理課	6	5	5	6	6	6	6	給排水班
21		工務課	10	12	17	17	15	13	17	給排水班
22		下水道課	9	9	9	12	11	11	12	給排水班
23	消防本部	総務課/消防署	61	61	61	58	64	64	64	消防班/警防班
24	会計管理者	出納室	5	4	4	4	4	4	4	出納班
25	教育委員会	学校教育課	31	17	17	20	4	4	20	教育施設班
26		社会教育課	14	13	13	9	10	10	13	避難所班
27	監査委員会	事務局	2		2	2	2	2	2	救助班
28	市議会事務局	議事課	5	1	1	1	1	1	1	議会班
合計			433	295	339	349	324	312	389	

※1：通常時所属人員には部課長の人員は参入していない（平成 25 年度末現在）。

(4) 応援体制の確立

本市は、藤岡市、富岡市（以上群馬県）、羽生市、春日部市、富士見市（以上埼玉県）、藤沢市（神奈川県）、藤枝市（静岡県）、江南市（愛知県）の8市と「大規模災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

災害時等に災害対策本部の運営に必要な職員ならびに食糧、資機材、車両などが大きく不足する場合にあっては、大規模災害の概要を明らかにして、応援を要請することとする。

【参考】職員の参集状況の予測（勤務時間外発災時における職員の参集予測）

(1) 職員の参集予測の前提

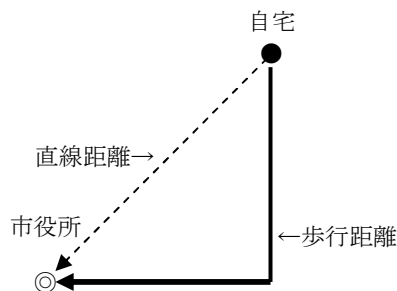
勤務時間外に大規模災害が発生した場合に、職員がどれほどの時間で参集できるかを計算した。参集予測を行った際の前提は以下のとおりである。

表 4-3 職員の参集予測の前提

	災害対策本部長の職務代理者の順序	備考
対象者	・市役所職員（看護学校・市民病院職員を除く）	500名
起点・終点	・職員の自宅から津島市役所本庁舎	
予測時間	・発災から24時間	
参集手段	・徒歩（時速2.24km/hで計算）	※1
参集距離	・（自宅から本庁舎までの直線距離 $\div\sqrt{2}$ ） $\times 2$ で計算	※2
初動・休憩時間 （休憩加算）	・発災後自宅を出発するまでに15分を要する。 ・出発してから3時間後、6時間後、9時間後に各1時間の休憩をとる。 ・出発してから12時間後～24時間後の間に5時間の休憩をとる。	
負傷等	・本人や家族の死傷、被災による参集できない者の数は考慮しない。	
その他	・日光川は徒歩で渡ることが可能とした。 ・三重県側から登庁する職員（10名）については、津波被害を考慮し濃尾大橋経由で登庁するものと仮定した。	

※1： 歩行速度については、「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン（中間とりまとめ）／国土交通省中部地方整備局（平成25年3月）」より、津波避難の歩行速度として用いられている時速を採用した。液状化等の発生が考えられるため、歩行速度として一般の避難者と同程度の速度を採用することとした。

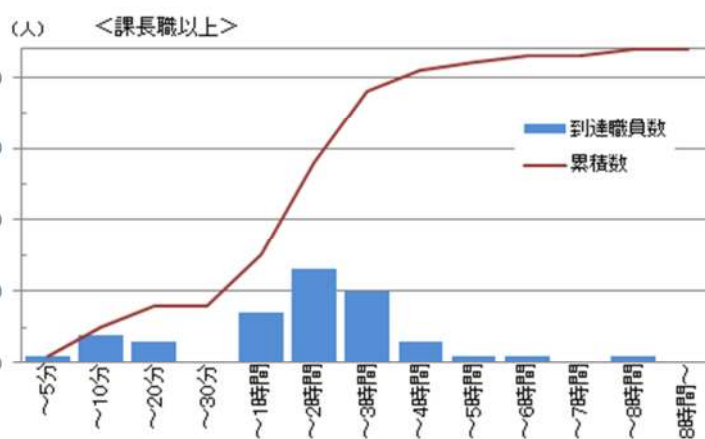
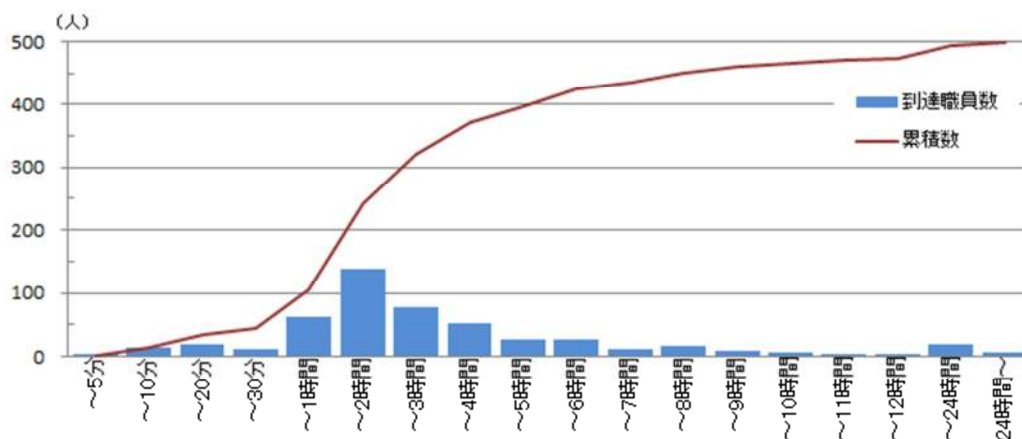
※2： 計算の考え方は以下の通り。道路が基盤目状に伸びていると仮定し、自宅から市役所までの距離を底辺とした直角二等辺三角形の2辺と同等の距離を歩いて登庁するものとみなした。



(2) 参集予測の結果

上記の前提のもとでの参集予測であるが、これによると津島市内に在住の職員割合が高いこともあって3時間以内に6割の職員が参集できる。また、課長級以上の幹部（全44名）にあつては、3時間以内に38名（86.4%）が参集できる計算となる。

図4-1 職員の参集予測



◆津島市役所への到達時間別職員数

市役所到達時間	職員数 (人)	%	累積数	%
5分以内	2	0.4%	2	0.4%
5~10分以内	13	2.6%	15	3.0%
10~20分以内	19	3.8%	34	6.8%
20~30分以内	10	2.0%	44	8.8%
30分~1時間以内	61	12.2%	105	21.0%
1~2時間以内	138	27.6%	243	48.6%
2~3時間以内	77	15.4%	320	64.0%
3~4時間以内	51	10.2%	371	74.2%
4~5時間以内	26	5.2%	397	79.4%
5~6時間以内	27	5.4%	424	84.8%
6~7時間以内	11	2.2%	435	87.0%
7~8時間以内	16	3.2%	451	90.2%
8~9時間以内	11	2.2%	462	92.4%
9~10時間以内	10	2.0%	472	94.4%
10~11時間以内	4	0.8%	476	95.2%
11~12時間以内	4	0.8%	480	96.0%
12~24時間以内	17	3.4%	497	99.4%
24時間超	3	0.6%	500	100.0%
合計	500	100.0%		

◆津島市役所への到達時間別職員数（課長以上）

市役所到達時間	職員数 (人)	%	累積数	%
5分以内	1	2.3%	1	2.3%
5~10分以内	4	9.1%	5	11.4%
10~20分以内	3	6.8%	8	18.2%
20~30分以内	0	0.0%	8	18.2%
30分~1時間以内	7	15.9%	15	34.1%
1~2時間以内	13	29.5%	28	63.6%
2~3時間以内	10	22.7%	38	86.4%
3~4時間以内	3	6.8%	41	93.2%
4~5時間以内	1	2.3%	42	95.5%
5~6時間以内	1	2.3%	43	97.7%
6~7時間以内	0	0.0%	43	97.7%
7~8時間以内	1	2.3%	44	100.0%
8時間超	0	0.0%	44	100.0%
合計	44	100.0%		

5. 業務執行環境の確保

(1) 庁舎内における執務環境の確保

① 庁舎等の空間利用

大規模災害発生時における庁舎の執務空間を明確化し有効に活用するため、執務空間利用の方針をあらかじめ定めておく。基本的な考え方は以下の通りである。

表 5-1 庁舎等の空間利用の方針

庁舎	階	平常時の用途	業務継続体制発動時
本庁舎	1 階	市民課、保険年金課、福祉課、高齢介護課、出納室、空調機械室、食堂	各課執務室
	2 階	税務課、収納課、人権推進課、生活環境課、産業振興課、農業委員会、児童課、学校教育課、社会教育課	各課執務室
	3 階	市長室、副市長室、企画政策課、人事秘書課、総務課、財政課、コミュニティ推進課、地域安全課、電算室、電話交換室	各課執務室
		会議室	災害対策本部
	4 階	計画建築課、都市整備課、上下水道管理課、工務課、下水道課、監査事務局	
		大会議室	連絡員待機所
	5 階	議場、委員会室、議員控室、議会事務局	
PH 階	委員会室	災害時職員休憩室	
		機械室、愛知県高度情報通信ネットワーク・Jアラートサーバー	
神守支所			
神島田連絡所			
総合保健福祉センター	1 階		ボランティアセンター
	2 階	健康推進課	

② 執務空間の安全対策

災害対策本部が置かれる本庁舎、ボランティアセンターとなる保健センターなど、大規模災害時に防災上の拠点となる施設にあつては、書庫・キャビネット・什器などのオフィス家具などの転倒防止対策等を推進する。

③ 本庁舎が使用不能の場合の執務環境の確保

災害対策本部が置かれる本庁舎が不測の事態で使用不能となった場合には、消防署、総合保健福祉センターなど利用可能な施設を活用して、執務環境の確保に努める。

(2) 情報システムの機能確保

①システム機器の耐震性の向上

サーバー、ディスプレイ、プリンタなどシステム機器については、大規模地震等で転倒、落下などにより故障する可能性がある。こうした事態を招かないように固定化するなど耐震性を高める。

②システムの維持

本庁舎の電算システムは、大規模災害等で主電源が停止した場合には UPS（無停電電源装置）により一定時間（約 15 分）サーバーの動作を継続できる。

電算システムは各業務を支える重要なインフラであることから、緊急時においてもシステムを極力維持させていくことが望まれる。そのため、システムへの電力供給及び空調が継続されるよう災害用非常用発電設備等の整備を進める。

③システムのバックアップ

電算システムのデータは、ハードディスクを複数化（バックアップは保健センターに設置）しているほか、外部委託業者にも保管されるシステムとなっている。

大規模な地震災害などに備え、クラウド化などによりデータのバックアップをより確実なものとしていくための対応を講じる。

④システムの復旧

緊急時においてシステムがダウンした場合、その復旧のためのシステム立ち上げについては、担当班である総務班（総務課）と外部委託業者で対応することとなる。

システムの復旧にあたっての手順を日ごろから訓練し操作できるようにしておくこと、外部事業者との間の契約の中で緊急時における対応を明確化しておくことなど、緊急時におけるシステム復旧体制を確実なものとしておく。

⑤システム停止時の対応

最悪の事態として、システムが一定期間停止せざるを得ない状況も想定しておく必要がある。そのため、システムを使用する非常時優先業務については、紙台帳を用いた業務継続の方法などをあらかじめ定め、台帳や様式の事前準備を行っておく。

⑥通信回線事業者との連絡

システム機器や電力に問題がなくても、外部の通信回線が確保されないことにより、情報システムが稼働したいという事態も想定される。非常時優先業務の実施を図るために市役所の通信回線を優先的に復旧することなどを取り決めた通信回線事業者との協定締結などを検討する。

⑦各部局で管理するシステム

本庁舎で使用する電算システム以外で、関係課がそれぞれに運用する情報システムについては、上記①～⑥に準じて対応策を講じることとする。

(3) 電力・燃料の確保

①電力の確保

災害対策本部が置かれ非常時優先業務の拠点となる本庁舎にあつては、災害用非常用発電機を設置している。

本庁舎のほか災害時に拠点施設となる施設にあつては、停電時等に備えた非常用電源の確保について検討を加え、優先順位の高いものから整備を進める。

災害用非常発電設備の供給量確保、配分のあり方については継続的に検討を加える。

②燃料の確保

現在のところ、災害時の燃料の供給に関する協定等の締結はなされていない。非常時優先業務の実施に支障を来すことがないように、協定の締結などを通じて燃料供給体制を確立する。

(4) 通信手段の確保

①効果的な通信手段の活用

市及び各防災関係機関、支所、避難場所などの市内の防災拠点間については、通常の通信手が利用できない場合でも、携帯電話・一般電話の優先利用、災害時優先電話、防災行政無線、衛星携帯電話などを有効に活用して通信手段を確保する。

②愛知県高度情報通信ネットワークの活用

愛知県の機関、市町村及び防災関係機関には、愛知県が管理運用する高度情報通信ネットワークが活用できる。災害に強いネットワークをめざし地上系無線と衛星系無線の2ルート化が図られており、一般電話回線が使用できない場合でも関係機関との通信が可能である。

(5) 情報の収集と発信

①情報の収集

市内の被害状況や震度などの情報収集は、市独自の情報収集はもとより、国、県、気象庁などの情報を最大限利用し情報収集する。また、愛知県高度情報通信ネットワークを始めとする防災関連システムを活用して情報収集にあたる。

②情報の発信

市内の被害状況、避難所の設置運営などの情報は、市民の安全確保や避難行動に不可欠である。そのため、市民向けの情報発信には、津島市防災行政無線、J-ALERT、防災ほっとメール、ホームページ、ケーブルテレビ、FM ななみ、広報車、貼り紙・回覧など様々な手段を駆使して情報発信を行う。

一方、大規模災害を被った場合などは、他地域からの応援要員、ボランティアなどの支援が必要となる。そのため、市の被災状況や必要な応援物資などの情報を対外的に情報発信していくことを極めて重要となっている。こうした点を考慮し、マスコミへの情報提供を行うとともに、東日本大震災などで注目を集めたソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報の発信についても検討を図る。

(6) 職員の非常用食料、飲料水等の確保

非常時優先業務にあたる職員用の食料、飲料水等の確保を図る。備蓄する非常用食料・飲料水は7日分を目安とする。

食料・飲料水のほか、仮眠用の毛布、非常用トイレ、その他生活必需品の備蓄を進める。

(7) 資機材等の確保

非常時優先業務を実施する上で必要となる資機材や用品等については、あらかじめ一定量を確保する。また、災害発生後に迅速に調達できるように平常時からその調達先を確保しておく。

(8) 協定等による調達

大規模災害においては、食糧・飲料水、資機材等を備蓄だけで対応することは難しいと考えられることから、関係機関、各種団体、民間企業等からの調達により補完する。

例えば、本市においては、輸送用の自動車（トラック）、給水タンク車等を保持しておらず、これらの車両を確保することが不可欠となる。これらの調達を迅速に行うため、協定の締結等を進め実効性の確保に努める。

車両のほか、非常用トイレ、食料・飲料水、生活必需品など、関係機関、各種団体、民間企業等からの調達が必要となるものについては調達品・調達先をリスト化し、災害時における迅速な対応が図られるよう努める。

6. 今後の取組

(1) 業務継続管理

業務継続計画（BCP）は、市民の生命・財産を守り、早期に市民生活を復旧することが目的である。したがって、計画書作成がゴールではなく、一つの組織体として市役所の業務継続能力を高めていくことが目的を達成するうえで非常に重要な要素となる。

そこで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Act）の PDCA サイクルを展開し、生きた計画としていくためのしくみ、組織としての業務継続能力を継続的に維持・改善するプロセスを構築していく。

例えば、災害対策本部の運用について図上訓練等を実施し、その成果・反省から業務継続計画の内容を見直す、あるいは運用マニュアルを見直す・新たに作成するなどの行動につなげていくといったプロセスを一つひとつ積み重ねていくことが肝要である。

(2) 訓練・教育の実施

業務継続計画が実際に機能していくためには、職員一人ひとりが本計画の目的、役割を正しく理解し、実際の実務に生かされなければならない。

そこで、計画の内容を周知徹底していくとともに、職員一人ひとりの業務継続能力を継続的に維持・向上させていくための職員研修や訓練を実施していく。

なお、業務継続計画の見直し（維持・改善）や各種のマニュアルづくりにあたっては、職員の危機管理意識の養成、現場における応用能力の向上といった効果を期待して、関係各課の防災担当職員の主体的な参加を得て事務の遂行にあたるものとする。

(3) 対策班のマニュアル整備

非常時優先業務の円滑な実施を確保するため、各対策部・対策班における各々の業務の手順を明らかにしたマニュアルを整備する必要がある。現時点で各課が必要と考えている対応マニュアルは以下のとおりであり、原則として平成 26 年度内の完成をめざして作成作業に取り掛かるものとする。

なお、これらの対応マニュアルについても、継続的な見直し・改善が図られ、実務に生かされるものとなるよう努めなければならない。

表 6-1 今後整備を進める対応マニュアル（一覧）

No	担当部	課	マニュアル化する業務	備考（班）
1	市長公室	企画政策課	・災害時の広報、報道機関との情報交換	情報班
2		人事秘書課	・災害時の職員の参集状況・安否の確認 ・災害時勤務ルール（職員の健康管理）	職員班
3	総務部	総務課	・指定管理となっている施設の管理（緊急時対応、現場確認・調査等のルール化） ・電算システム復旧	総務班
4		財政課	・庁舎の安全点検（安全管理） ・市有財産等の被災状況の取りまとめ及び報告 ・緊急予算の編成	財政・調達班

5		税務課	・建物被害調査及び被災台帳の作成	調査班
6		収納課	・り災証明の受付・発行	
7	市民協働部	コミュニティ推進課	・災害時受付票等の作成	総務班
8		市民課	・避難所の開設・運営 (避難所運営マニュアルの見直し)	避難所班
9		地域安全課	・避難所の防犯対策 ・災害時要援護者の安否確認と応急対策	総務班
10	生活産業部	人権推進課	・避難所の開設・運営 (避難所におけるDV対策を加筆)	避難所班
11		生活環境課	・火葬	環境・輸送班
12		産業振興課	・農地、農業用施設及び農作物被害状況調査	産業班
13	健康福祉部	福祉課	・災害時要援護者の安否確認と応急対策 ・ボランティアセンターの開設・運営 ・義援物資の受入及び配分 ・日赤奉仕団への協力支援要請	救助班
14		高齢介護課	・災害時要援護者の安否確認と応急対策	救助班
15		児童課	・園児安否確認 ・保育園安全確認	教育施設班
16		健康推進課	・応急救護所の設置運営 ・避難所の開設・運営 (衛生管理、感染症予防、健康相談、支援保健師の調整) ・保健活動	救護班
17		保険年金課	・避難所の開設・運営(相談窓口)	救護班
18	建設部	都市整備課	・被害状況の調査・確認 ・排水対応(土地改良区、建設事業者等への指示)	土木班
19		計画建築課	・被災建築物の応急危険度判定 ・被災住宅の応急修理(手続き)	建築班
20	上下水道部	管理課		給排水班
21		工務課	・設備点検・被害状況調査	給排水班
22		下水道課	・設備点検・被害状況調査	給排水班
23	消防本部	総務課/消防署	・災害対応マニュアルの見直し (消防団員編見直し…団員の安全確保) (危険物施設の状況把握の手順)	警防班 消防班
24	会計管理者	出納室	・災害時における支払業務 ・義援金の受付及び配分	出納班
25	教育委員会	学校教育課	・教育施設の被害状況調査、施設の活用と応急復旧	教育施設班
26		社会教育課	・避難所の開設・運営 (避難所運営マニュアルの見直し) ・災害時要援護者の安否確認と応急対策	避難所班
27	監査委員	事務局	・義援物資の受入及び配分	救助班
28	市議会事務局	議事課	・災害時議員の安否確認	議会班

(4) 指定管理者等への周知と連携

本市が所有する施設の中で、指定管理制度を活用している施設や外郭団体が施設管理者となっている施設については、指定管理者ならびに外郭団体等の事業者に対し本計画の周知を図るとともに、大規模災害時の対応等について契約・協定等の締結を進めていく。

津島市業務継続計画

【地震災害対策編】

平成 26 年 3 月 津島市

編集・発行 津島市市民協働部地域安全課
(防災グループ)

〒496-8686 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地

Tel (0567) 24-1111 / Fax (0567) 24-1791

E-mail anzen@city.tsushima.lg.jp